

令和5年度 校則検討委員会議事録 2月15日(木)

① 【下靴の色→白以外に「黒」を許可】

生徒 白の靴は、登下校や保健体育科の授業時などでの土の汚れなどが目立つ。

形状は白靴と同様。ロゴと靴底は白色可。白色の規定は変更なし。

教員 黒の方が土の汚れは目立ちやすい。

汚れやすいという理由だと、黒は認めにくい。

黒は許可で良いが、黒を履く人というのは意外と少ないのではないか。

受験の際、黒の靴を履いていくか？

→おそらく白靴。それならば許可しなくてもいいのかも…。要検討。

生徒 黒を追加しなくても良い。下靴が黒だと第一印象が良くないのでは。黒を許可してしまうと、「なぜグレーはだめなのか」「なぜピンクはだめなのか」という意見が出てくる。華美でない色ならいいのではないかという意見が出てしまう可能性があり、どこかで、線引きをしなければならぬと思うので、黒は許可しなくても良いと思う。

生徒 白靴のみ。現状でよい。テニスシューズも白。

黒靴が少ない。白靴で、汚れたら洗えば良いのでは。

生徒 在学生は白靴を買ってしまっているが、黒い靴を使用している新入生はわざわざ購入しなくても良いから。

生徒 靴下同様、靴下が黒になったのだから下靴も黒でいいのでは。

教員 白靴は、自分自身も中高の時に履いていた。

安全面で考えると、夜、白靴だと人の気配が分かりやすい。夜、黒靴は周囲から見えにくい。下靴の黒を許可してしまうと、次は上靴の黒を許可してほしいという話が出てくるのではないか。

教員 今年の受験時は、実際に黒靴を履いている生徒もいた。黒は許可しても良いが、誰が守るか、線引きをしていくのか、自己指導能力のところが難しい。(靴紐の色やライン、靴の側面や底など)白黒どちらを履いてきても良いが、自分たちで、守れるか、考えられるか、というところが大事になってくるのではないか。

保護者 白靴だと、学校用の靴として売られているから買いやすい。

黒靴だと、どこからどこまでが許可されるのか、親としては分かりにくい。

下靴の色を、白以外に「黒」を許可するか否かで多数決 → 賛成 9票 否決

② 【髪型の規定→男女で統一】

生徒 ジェンダーフリーの観点から。

男子のロングヘア（耳かけやボブヘア）、女子の刈り上げ（坊主など）も許可してほしい。

- 生徒 男子でロング、女子でショートでも個性として認めるので良いと思う。
- 生徒 大人だと特に決まりもない。髪が長ければ結べば良い。
- 教員 前髪が目にかかっている状態になったらどうするか？
(視力が失われていく可能性がある)
- 生徒 前髪が目にかかっているのは良くない。
- 教員 個性を認めることはとても大事だが、前髪が目にかかっているのも個性？
- 生徒 前髪が目にかかるのも個性と認める。
- 生徒 個性というより、男女の区別をなくすという観点で、髪型の男女統一は賛成。
- 教員 目にかかるなら、ピンで留める、または切るというきまりはしっかり守るべき。
受験のときだけ守るといのは違う。
ジェンダーフリーや個性は大事だが、受験の際にチェックが入る可能性がある
ということは知っておくべき。
- 生徒 男女の区別をなくす規定にすることで、(男子の髪が長い、女子の坊主などを見て)
「え？」と思うような感情をなくしていくことにもつながる。
- 教員 男女間の区別がなくなることは賛成。だが、ジェンダーという言葉を出して、好
き勝手することは違うので、その点は踏まえておくべき。
- 生徒 現行の女子の規定をしっかりと守るようにするならば、男女の区別をなくしても
良い。
- 教員 現時点での校則も守れていないのが現状。
ジェンダーフリーは許可をしても良いが、自由にできると思っている人の言い
訳に使われないように、生徒会が中心となって、一生懸命考えた校則について伝
えていく必要がある。
不利益を被らないように。
- 保護者 区別がないのは良い。例えば、男子の耳に髪がかかったときの区別の仕方など
が難しい。
- 教員 規定を守る、清潔感を保つ、といったところはしっかり守ってほしいというのが
教員側の気持ちである。これらは理解した上で、全校生徒に生徒会が中心となっ
て周知してほしい。
- 教員 賛成ではあるが、次年度の課題としてあげるのもいいのではないか。
公には、まだ不利益を被ることがある。受験に行った際、髪型でもし受け入れら
れなかった場合は、学校側としてどうサポートすれば良いか分からない。
先進校になる必要はないのでは…？

「男女の髪型の規定をなくす」を許可するか否かで多数決 → 賛成16票 可決

ただし、条件付きの賛成。条件については、今後練る必要あり。

段階を踏まえた上で、影響を考えながら見極めること。

③ 【ツーブロック→許可】

- 生徒 見た目がすっきりして清潔感が出る。勉強に支障はない。
- 生徒 反対。受験にその髪型でいくのか。
現行の規定で何か困っているがあるのか？
- 教師 反対ではないが、ツーブロックの規定が必要。
(10パターンほどの髪型を写真で実際に見せた。刈り上げのパターン。極端な例も踏まえて。)
- 生徒 反対。
勉強に支障がないという観点からだと、制服でも私服でも支障がない。
- 教師 クラスでは、積極的賛成というよりは、禁止する理由がないという意見が多かった。禁止する理由がないなら、むやみに禁止する必要はないが、規定は必要。他のクラスの賛成派の意見が知りたい。
- 生徒 可決されたらツーブロックの種類がたくさんあるため、ややこしくなるのでは？
- 生徒 禁止する理由がないなら許可していいのでは…というのは、おかしい。禁止されている理由をしっかりと考えるべき。
- 生徒 髪量が多いから、耳の横が気持ち悪いからという理由でツーブロックを求めている人が多かった。だから賛成。
- 教員 ツーブロックのメリットとは何か。
- 教員 長さを部分的に変えるのがツーブロックの定義。(理髪店からの参照)
どこまでならいいのか、長さを決めるなどルールを設定すべきではないか。
極端な髪型にする生徒が出てくるようなら許可しなくて良い。
許可するなら、細かい定義が必要だと思う。
- 教員 現状のルールを守れていない状況下で、許可をすることについては心配なところではある。

ツーブロックを許可するか否かで多数決 → **賛成1票 否決**

④ 【髪型のお団子→許可】

- 生徒 髪が長いと人に当たってしまう。まとめ髪にすることは衛生的。
結ぶ位置は、現状と同じ「耳より低い位置」
- 生徒 髪を下ろしていると、人に当たってしまったことがある。
- 教員 お団子にするということは、髪を束ねるということ。なぜ切らないのか？
- 生徒 プライベートと学校生活は分けて、休日はおしゃれをしたいから髪も伸ばしたい。
- 生徒 2年生は生徒人数が多く、教室の机と机の間隔が狭い。実際に、前の席の生徒の髪が長いと、机にのってしまふことがある。お団子が許可されると、この問題は解決できる。
- 生徒 反対ではないが、登校の際などにお団子が崩れてしまった場合、手洗い場などを

使用して結び直す必要があると思うが、それで手洗い場などでたまってしまうようなことがないように決まりを設けるべき。

生徒 おしゃれ目的のお団子にならないように。ピンの使用など、規定を設けるべき。

生徒 現状、手洗い場に生徒がたまっている。髪型のバリエーションを増やす必要はない。

生徒 ピンを使わないお団子は許可しても良いのでは。

毛先まで巻くようなお団子はピンを使用しなければとめられないので、許可しない方向で。

教員 入試会場では、お団子ヘアの生徒は見たことがない。

教員 水泳後は許可だが、普段は許可しなくても良いのでは？

生徒 現状、手洗い場に髪を結び直したり、くしでとくしたりするなど、たまってしまい、迷惑と感じている生徒がいるのも事実。

生徒 ピンをそこまでたくさん使って留める人はいないかも…。

教員 くくりかた（「ふたつに折って留める」）の規定。

お団子は悪くないが、鏡の前で溜まっている現状に問題があるだけ。

つまり、鏡をのけてお団子許可でいい。

教員 お団子の定義とはどういうものか。

生徒 お団子とは、髪を1つにまとめる髪型のこと。

教員 認めるなら規定があるべき。認めなければならぬというものではない。

保護者 ふたつ折りの方が、見た目は悪いのでは。

生徒 ピンを使わずに（またはUピンを使用して）お団子の髪型にできる。

生徒（ふたつ折りお団子実践。）すっきりしていて見た目が良い。

保護者 まとまっていればどのようなお団子でも良い。おしゃれ目的でなければ。

教員 必要なときにお団子にする。

教員 髪が長いと人に当たるという提案理由だと、髪が長い人はみんなお団子をするようになるがそれでいいのか？

教員 自分たちで、「長い人は結んで」と言い合えるようになるのが理想的。

髪型の「お団子」（形状は特に規定しない）を許可か否かで多数 → 賛成21票 可決

ただし、「必要なときに」「手洗い場に不必要に溜まらない」などの規定は設ける必要がある

⑤ 【男女問わず合服におけるベスト（現行は学校指定のベストのみ可）

→指定以外のベスト（黒・紺）を許可】

生徒 当初は、女子は全員持っているため、「男子は」という提案であったが、保護者から「男子だけというのはどうなのか」という意見が多数出たため、「男女問わず、合服のベストについて」の観点に変更して検討願いたい。

生徒 規定のベストをなくすのは違う。

教員 学校指定ベストはいくらするのか？ →5000円。

教員 学校指定ベスト高い。一般的なお店で、もっと安く売っている。

- 保護者 ジャケットを着る場合は下に着るセーターは何でも良いのか。
→ 規定はあるが、家庭用のものでOK。
- 教員 あくまで、合服で過ごす場合の検討。合服（カッターシャツとベスト）で過ごす場合の、ベストは指定か指定でなくてもよいか。
- 生徒 認められた時に、合服になった状態で見た目が統一されていないのはどうなのか。
- 教員 クラスでも話合いの議題に挙がった内容であるが、校外で城西中学生が登下校時に過ごす場合、城西中学校という認識ができないことについてのデメリットはあるか。
- 生徒 ベスト以外のスカートや鞆で城西中学校と認識出来るのではないか。
- 生徒 制服は城西中学校という統一感を出すために制服があるはずなのに、指定でないベストを使用してしまうと、私服で登校してくるような認識になってしまわないか。指定のベストで良いと思う。
- 生徒 規定があれば制服からそこまで逸れないのではないか。
- 教員 松山市の中学校でブレザーを導入したのは、城西中学校が初めて。合服も制服の一部であり、現に、市内でも赤いセーターなど学校の指定のもので、制服の一部として導入されている。
- 教員 安くなる方法を検討してほしい。ロゴをなくすなど。
- 教員 値段の問題ではなく、指定か指定でないか。
- 保護者 指定外のベストを許可するならば、規定を設けるべき。

男女問わず「合服における学校指定外ベスト（黒・紺色）」を許可か否かで多数決

→賛成 0票 否決